

2021年9月21日

株式会社三菱 UFJ フィナンシャル・グループ  
株式会社三菱 UFJ 銀行

## MUFG Union Bank, N.A.による米国通貨監督庁との合意について

株式会社三菱 UFJ フィナンシャル・グループ（代表執行役社長 亀澤 宏規<sup>かめざわ ひろのり</sup>、以下 MUFG）および株式会社三菱 UFJ 銀行（取締役頭取執行役員 半沢 淳一<sup>はんざわ じゅんいち</sup>）の連結子会社である米国銀行現地法人 MUFG Union Bank, N.A.（以下 MUB）は、今般、米国通貨監督庁（Office of the Comptroller of the Currency、以下 OCC）との間で、顧客情報のセキュリティ・機密性・完全性を保護するためのガイドライン<sup>[1]</sup>の遵守違反および、IT リスクやオペレーショナルリスクに関する内部管理態勢等が不十分であるとの OCC からの指摘に関し、改善措置等を講じることで合意<sup>[2]</sup>（以下 本合意）いたしました。なお、本合意において、民事制裁金等の支払はございません。

関係者の皆さまに、多大なご迷惑、ご心配をおかけしますことを、心よりお詫び申し上げます。

MUB は既に、MUB 取締役・経営宛報告体制、IT リスク評価、IT リスクやオペレーショナルリスクにおけるガバナンス、オペレーションや内部統制、情報セキュリティプログラム、要員確保および、データ管理やレポーティング等、内部管理態勢の強化に着手しており、複数年にわたる取り組みにおいて必要な手当てをリソース面も含め、実施しております。

また、本日付で MUFG および三菱 UFJ 銀行は、U.S. Bancorp と MUB 株式の譲渡契約（以下 本株式譲渡契約）を締結したことを別途公表<sup>[3]</sup>いたしました。MUFG、三菱 UFJ 銀行および MUB は、今般の OCC からの指摘を真摯に受け止め、MUFG グループ全体の内部管理およびリスク管理態勢について、不断の改善に努め、本株式譲渡契約に基づく株式譲渡の実行に関する関係当局の承認やその後のプロセス等においても、継続して対応してまいります。

<sup>[1]</sup> CFR(連邦法施行法令集)タイトル12第1章Part 30 Appendix B: Interagency Guidelines Establishing Information Security Standards については、以下のリンクをご参照ください。

<https://www.govinfo.gov/content/pkg/CFR-2012-title12-vol1/pdf/CFR-2012-title12-vol1-part30-appB.pdf>

<sup>[2]</sup> 米国通貨監督庁との合意文書（Consent Order）については、以下のリンクをご参照ください。

<https://www.occ.gov/static/enforcement-actions/ea2021-037.pdf>

<sup>[3]</sup> 詳細につきましては、以下のリンクをご参照ください。

<https://www.bk.mufg.jp/news/news2021/pdf/news0921.pdf>

以 上